

富士見市議会政務活動費の交付に関する規程

平成25年2月26日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）に基づき、交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年4月5日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日までとする。

2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、毎年4月10日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日までとする。

(支払証書)

第5条 条例第7条第1項に規定する準ずる書類は、支払証書（様式第6号）とする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第7条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の富士見市議会政務調査費の交付に関する規程の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後の富士見市政務活動費の交付に関する規程の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

富士見市長 様
(市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

⑩

政務活動費交付申請書

富士見市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会 派 の 名 称

2 会派結成年月日

3 会派代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 人

6 交付申請額 年度分 円

7 添付書類 会派結成(異動)届又は会派解散届の写し

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

富士見市長 様

(市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付変更申請書

富士見市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数	人	人	
交付申請額（ 年度分）	円	円	

2 添付書類

会派結成(異動)届又は会派解散届の写し

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

富士見市長 様

(市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

印

会派解散届

富士見市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

1 解散会派の名称

2 解散年月日

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

会派代表者 様

富士見市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった、政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、富士見市議会政務活動費の交付に関する規程第3条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

富士見市長 様
(市議会議長経由)

会派名
代表者名 ⑩

政務活動費交付請求書

富士見市議会政務活動費の交付に関する規程第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 交付請求額 円
(年 月分 ～ 年 月分)
- 2 交付の基準日における所属議員数 人
- 3 振込先
金融機関名 支店
当座・普通 口座番号
名義人

様式第6号（第6条関係）

支 払 証 書

支 払 額 _____ 円

上記の金額を支払ったことを証します。

年 月 日

会 派 名
代表者名

Ⓜ

支払内訳・内容	計 円
理 由	
債 権 者 名	